

り廃置分合の日に締結されたものとみなされた場合又は第十八条第二項の規定により水害予防組合が新たに設置された日（以下「組合設置の日」という。）に締結されたものとみなされた場合にあつては、それぞれ当該契約が締結されたものとみなされた日の属する年度）の掛金の支払期限は、前項の規定にかかわらず、当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、初年度支払期日までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該基金又は指定法人が定める期日までに、当該年度の掛金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

3 法第七条第三項に規定する政令で定める額は、その未納の掛金の額につき年十四・六パーセントの割合で支払期限の翌日から支払の日までの日数によつて計算した額とする。

（契約の解除後に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した場合の取扱）

第七条 法第九条第一項に規定する旧契約締結団体は、同項に規定する通知を受けたときは、同条第二項に規定する移換金額（次項において「移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、同条第二項に規定する新契約締結団体（次項において「新契約締結団体」という。）に移換しなければならない。

2 法第九条第三項に規定する消防団員等公務災害補償に要する経費のうち政令で定めるものは、療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて新契約締結団体が移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月のうち政令で定めるものは、療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて新契約締結市町村等（以下この項において「新契約締結市町村等」という。）が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に新契約締結市町村等が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が基準政令第十三条第三項に規定する支給期月（以下「支給期月」という。）である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について新契約締結市町村等が支給すべきものとする。

（消防団員等福祉事業）

第八条 法第十三条第一項各号に掲げる事業は、基金又は指定法人が、当該基金又は当該指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合の公務上の災害を受けた非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又はこれらの者の遺族に対して、法第二十九条第一項に規定する業務方法書（次項において「業務方法書」という。）又は法第四十一条第一項に規定する業務規程（次項において「業務規程」という。）で定めるところにより行うものとする。

2 法第十三条第三項に規定する事業は、基金又は指定法人が、業務方法書又は業務規程で定めるところにより行うものとする。

第九条 法第五十一条第四項の規定により新たに契約を締結した市町村又は水害予防組合の同条第五項に規定する契約解除の日又は同条第六項において準用する同条第五項に規定する契約解除の日（次項において「契約解除の日」という。）の翌日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から総務省令定めるところにより算定した額を控除した額とする。

2 法第五十一条第四項の規定により新たに締結された契約が同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により契約解除の日の翌日に締結されたものとみなされた場合における当該契約を締結した市町村又は水害予防組合の当該契約解除の日の翌日の属する年度の掛金の基金又は指定法人に対する支払期限は、第六条第一項の規定にかかわらず、同項本文に規定する期日又は当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日（以下この項において「次年度支払期日」という。）とする。ただし、市町村又は水害予防組合は、特別な事情がある場合であつて当該市町村又は水害予防組合との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該年度の十月末日までに、当該年度の掛金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

（法第五十一条第五項に規定する政令で定める期間）

第十条 法第五十一条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、二月とする。

（市町村の廃置分合があつた場合の措置）

第十一条 市町村の廃置分合があつた場合において、当該廃置分合によつて新たに設置された市町村（以下「新設市町村」という。）は、当該廃置分合の日から起算して二月以内に基金又は指定法人との間に契約を締結するものとする。

2 前項の規定により締結された契約は、廃置分合の日に締結されたものとみなす。

3 新設市町村の廃置分合の日の属する年度の掛金の額は、当該廃置分合の日を前年度の十月一日とみなして第四条第一項及び第三項の規定の例により算定した額とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該算定した額からそれぞれ当該各号に掲げる額を控除した額とする。

一 廃置分合により消滅した市町村（以下「消滅市町村」という。）の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合 基金又は指定法人との間に契約を締結していた消滅市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額

二 廃置分合の日前に新設市町村の区域の全部又は一部が属していた市町村（消滅市町村を除く。以下「存続市町村」という。）の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合 基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合 基金又は指定法人との間に契約を締結していた存続市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額

第十二条 市町村の廃置分合により消滅市町村の区域の全部又は一部が編入された市町村（以下「編入消滅市町村」という。）の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合において、当該承継市町村にその区域の全部又は一部が編入された消滅市町村（以下「編入消滅市町村」という。）の全部又は一部が基金又は指定法人のいずれとの間にも契約を締結していなかったときは、承継市町村は、基金又は指定法人との間に契約を締結していなかった当該編入消滅市町村に属していた区域に係る当該廃置分合の日の属する年度の掛金として、当該廃置分合の日を前年度の十月一日とみなして第四条第一項及び第三項の規定の例により算定した額から当該承継市町村が既に当該廃置分合の日の属する年度分として支払つた、又は支払うべきであつた掛金の額及び当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた当該編入消滅市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額を、当該廃置分合の日から起算して一月以内に、当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人に対して支払わなければならない。

第十三条 承継市町村又は存続市町村が廃置分合の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも契約を締結していなかった場合において、当該承継市町村又は存続市町村が当該廃置分合の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに契約を締結したときは、当該承継市町村又は存続市町村の当該廃置分合の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、

当該廃置分合の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額（当該廃置分合に係る編入消滅市町村の全部又は一部が当該廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に契約を締結していた場合における承継市町村の当該廃置分合の日の属する年度の掛金の額については、当該算定した額から当該契約を締結していた編入消滅市町村に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

第十四条 新設市町村の廃置分合の日の属する年度の次の年度の基金又は指定法人に対する支払期限は、第六条第一項の規定にかかわらず、同項本文に規定する期日又は第十一条第一項の規定により基金又は指定法人との間に契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日のいずれか遅い日（以下この項において「次年度支払期日」という。）とする。ただし、新設市町村は、特別な事情がある場合であつて当該新設市町村との間に契約を締結している基金又は指定法人の同意を得たときは、次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額の二分の一に相当する金額の掛金を、当該年度の十月末日までに、当該年度の掛金の額から当該二分の一に相当する金額を控除した残額に相当する金額の掛金を当該基金又は指定法人に対して支払うことができる。

2 当該年度の十月一日以後において廃置分合があつた場合における新設市町村、存続市町村又は承継市町村の廃置分合の日の属する年度の次の年度の掛金の支払に對する第四条第一項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「前年度の十月一日」とあるのは、「廃置分合の日」とする。

第十五条 消滅市町村又は存続市町村の全部又は一部が廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合において、基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した新設市町村（以下この項、第三項及び第四項において「契約締結新設市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、その旨を当該消滅市町村又は存続市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第四項までにおいて「消滅市町村等契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、消滅市町村等契約締結団体と契約締結新設市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人（次項から第四項までにおいて「新設市町村契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

2 消滅市町村等契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、法第三十三条又は法第四十四条に規定する責任準備金（以下「責任準備金」という。）のうち当該消滅市町村等契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた消滅市町村（次項及び第四項において「契約締結消滅市町村等」という。）に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「廃置分合関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、新設市町村契約締結団体に移換しなければならない。

3 前項の規定により廃置分合関係移換金額の移換を受けた新設市町村契約締結団体は、消滅市町村等契約締結団体が契約締結消滅市町村等に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結新設市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該新設市町村契約締結団体が廃置分合関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結新設市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結新設市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結新設市町村が支給すべきものについて、当該契約締結新設市町村に対して、その請求に基づき、当該消滅市町村等契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

4 第一項の通知を受けた消滅市町村等契約締結団体は、契約締結新設市町村と新設市町村契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が廃置分合の日の属する年度に締結されたものであるとき（当該消防団員等公務災害補償責任共済契約が、第十一条第二項の規定により当該廃置分合の日に締結されたものとみなされたときを含む。）は、契約締結消滅市町村等の廃置分合の日の属する年度の掛金の額、廃置分合の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該新設市町村契約締結団体に支払わなければならない。

5 編入消滅市町村の全部又は一部が廃置分合の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合において、当該廃置分合の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた承継市町村又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した承継市町村（以下この項、第七項及び第八項において「契約締結承継市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該廃置分合があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨を当該編入消滅市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第八項までにおいて「編入消滅市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、編入消滅市町村契約締結団体と契約締結承継市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締結した基金又は指定法人（次項から第八項までにおいて「承継市町村契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

6 編入消滅市町村契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該編入消滅市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた編入消滅市町村（次項及び第八項において「契約締結編入消滅市町村」という。）に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「廃置分合関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、承継市町村契約締結団体に移換しなければならない。

7 前項の規定により廃置分合関係移換金額の移換を受けた承継市町村契約締結団体は、編入消滅市町村契約締結団体が契約締結編入消滅市町村に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結承継市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該承継市町村契約締結団体が廃置分合関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結承継市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結承継市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結承継市町村が支給すべきものについて、当該契約締結承継市町村に対して、その請求に基づき、当該編入消滅市町村契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

8 第五項の通知を受けた編入消滅市町村契約締結団体は、契約締結承継市町村と承継市町村契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が廃置分合の日前に締結されていたものであるとき又は当該廃置分合の日の属する年度に新たに締結されたものであるときは、契約締結編入消滅市町村の廃置分合の日の属する年度の掛金の額、廃置分合の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該承継市町村契約締結団体に支払わなければならない。

第十六条 前条第一項、第四項、第五項及び第八項の規定は、消防団員退職報償金支給責任共済契約について準用する。この場合において、同条第四項中「契約締結消滅市町村等」とあるのは、「当該消滅市町村等契約締結団体との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結していた消滅市町村又は存続市町村」と、同条第八項中「契約締結編入消滅市町村」とあるのは、「当該編入消滅市町村の境界変更があつた場合の措置」。

第十七条 市町村の境界変更があつた場合における関係市町村の境界変更の日の属する年度の掛金の額及び支払期限、関係市町村の境界変更の日の属する年度の掛金の額、関係市町村に對する基金又は指定法人の支払並びに基金と指定法人との間又は指定法人相互間における支払については、第十二条、第十三条、第十四条第二項、第十五条第五項（前条において準用する場合を含む）、第十五条第六項及び第七項並びに同条第八項（前条において準用する場合を含む）の規定の例による。

（水害予防組合の設置、廃止又は区域の変更があつた場合の措置）

第十八条 水害予防組合が新たに設置された場合（水害予防組合相互間の廃置分合によつて新たに設置された場合を除く。以下同じ。）において、新たに設置された水害予防組合（以下「新設水害予防組合」という。）は、組合設置の日から起算して一月以内に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結するものとする。

2 前項の規定により締結された消防団員等公務災害補償責任共済契約は、組合設置の日に締結されたものとみなす。

3 新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛金の額は、当該組合設置の日を前年度の十月一日とみなして第四条第二項の規定の例により算定した額（その区域の全部又は一部が新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村の全部又は一部が当該組合設置の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合においては、当該算定した額から当該消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた市町村の区域であつて当該新設水害予防組合の区域となつた地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

4 その区域の全部又は一部が新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村であつて、組合設置の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったものが当該組合設置の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該市町村の当該組合設置の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合設置の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額とする。

5 第十八条第一項の規定は、新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛金の基金又は指定法人に對する支払期限について準用する。この場合において、同項中「第十一条第一項」とあるのは「第十八条第一項」と、「契約」とあるのは「消防団員等公務災害補償責任共済契約」と読み替へるものとする。

6 当該年度の十月一日以後に水害予防組合が新たに設置された場合における新設水害予防組合の組合設置の日の属する年度の掛金の支払に對する第四条第二項の規定の適用については、同項中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合設置の日」とする。

7 当該年度の十月一日以後に水害予防組合が新たに設置された場合におけるその区域の全部又は一部が当該新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村の組合設置の日の属する年度の次の年度の掛金の支払に對する第四条第一項の規定の適用については、同項（第一号を除く。）中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合設置の日」とする。

第十九条 水害予防組合が廃止された場合（水害予防組合相互間の廃置分合によつて廃止された場合を除く。以下同じ。）において、当該水害予防組合が基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったときは、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、当該水害予防組合が廃止された日（以下「組合廃止の日」という。）前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたものは、当該廃止された水害予防組合の区域に係る当該組合廃止の日の属する年度の掛金として総務省令で定めるところにより算定した額を、当該組合廃止の日から起算して一月以内に、当該基金又は指定法人に對して支払なければならない。

2 水害予防組合が廃止された場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、組合廃止の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったものが当該組合廃止の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該市町村の当該組合廃止の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合廃止の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額（当該廃止された水害予防組合が当該組合廃止の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合においては、当該算定した額から当該廃止された水害予防組合の区域に属していた地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

3 当該年度の十月一日以後に水害予防組合が廃止された場合における当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村の組合廃止の日の属する年度の掛金の支払に對する第四条第一項の規定の適用については、同項（第一号を除く。）中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合廃止の日」とする。

第二十条 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している水害予防組合の区域に変更（水害予防組合相互間の区域の変更による変更を除く。第二十三条を除き、以下同じ。）があり、従前水害予防組合の区域に属していなかった市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域に変更（水害予防組合相互間の区域の変更による変更を除く。第二十三条を除き、以下同じ。）があつた日（以下「組合区域変更の日」という。）前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかった市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域に変更（水害予防組合相互間の区域の変更による変更を除く。第二十三条を除き、以下同じ。）があつた日（以下「組合区域変更の日」という。）前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかった市町村の区域のうち当該組合区域変更の日の属する年度の掛金として総務省令で定めるところにより算定した額を、当該組合区域変更の日から起算して一月以内に、当該基金又は指定法人に對して支払なければならない。

2 基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかった水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していなかった市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該水害予防組合の当該組合区域変更の日の属する年度の掛金の額は、第四条第二項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなして同項の規定の例により算定した額（従前水害予防組合の区域に属していなかった市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該市町村のうち当該組合区域変更の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたものがあるときは、当該算定した額から当該市町村の区域のうち当該水害予防組合の区域の一部となつた地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

3 水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していなかった市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該市町村のうち組合区域変更の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったもので当該組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに

消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したものがあるときは、当該市町村の当該組合区域変更の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額とする。

4 当該年度の十月一日以後に水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となった場合における当該市町村の組合区域変更の日の属する年度の掛金の支払に対する第四条第一項の規定の適用については、同項（第一号を除く。）中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合区域変更の日」とする。

5 当該年度の十月一日以後に水害予防組合の区域に変更があつた場合における当該水害予防組合の組合区域変更の日の属する年度の掛金の支払に対する第四条第二項の規定の適用については、同項中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合区域変更の日」とする。

第二十一条 水害予防組合の区域に変更があり、水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったときは、当該水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域が属する市町村（以下「従前水害予防組合関係市町村」という。）であつて、当該組合区域変更の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたものは、当該水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域に係る当該組合区域変更の日の属する年度の掛金として総務省令で定めるところにより算定した額を、当該組合区域変更の日から起算して一月以内に、当該基金又は指定法人に対して支払わなければならない。

2 水害予防組合の区域に変更があり、水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、従前水害予防組合関係市町村であつて、組合区域変更の日前に基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかったものが当該組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該従前水害予防組合関係市町村の当該組合区域変更の日の属する年度の掛金の額は、第四条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなしてこれらの規定の例により算定した額（当該水害予防組合が当該組合区域変更の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた場合には、当該水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域に係る分として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額）とする。

3 基金又は指定法人のいずれとの間にも消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していなかった水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更の日の属する年度に基金又は指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該水害予防組合の当該組合区域変更の日の属する年度の掛金の額は、第四条第二項の規定にかかわらず、当該組合区域変更の日を前年度の十月一日とみなして同項の規定の例により算定した額とする。

4 当該年度の十月一日以後において水害予防組合の区域に変更があつた場合における従前水害予防組合関係市町村の組合区域変更の日の属する年度の掛金の支払に対する第四条第一項の規定の適用については、同項（第一号を除く。）中「前年度の十月一日」とあるのは、「組合区域変更の日」とする。

第二十二条 水害予防組合が新たに設置された場合において、その区域の全部又は一部が新設水害予防組合の区域に属することとなつた市町村の全部又は一部が組合設置の日前に基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたときは、基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した新設水害予防組合（以下この項から第四項までにおいて「契約締結新設水害予防組合」という。）は、総務省令で定めるところにより、その旨を当該市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第四項までにおいて「市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、市町村契約締結団体と契約締結新設水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人（次項から第四項までにおいて「新設水害予防組合契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

2 市町村契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた市町村（次項及び第四項において「契約締結市町村」という。）の区域であつて契約締結新設水害予防組合の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「組合設置関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、新設水害予防組合契約締結団体に移換しなければならない。

3 前項の規定により組合設置関係移換金額の移換を受けた新設水害予防組合契約締結団体は、市町村契約締結団体が契約締結市町村に対して支払うこととされていた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結新設水害予防組合が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該新設水害予防組合契約締結団体が組合設置関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結新設水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結新設水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結新設水害予防組合が支給すべきものについて、当該契約締結新設水害予防組合に対して、その請求に基づき、当該市町村契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。

4 第一項の通知を受けた市町村契約締結団体は、契約締結新設水害予防組合と新設水害予防組合契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合設置の日に属する年度に締結されたものであるとき（当該消防団員等公務災害補償責任共済契約が、第十八条第二項の規定により当該組合設置の日に締結されたものとみなされたときを含む。）は、契約締結市町村の組合設置の日の属する年度の掛金の額、組合設置の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該新設水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。

5 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた水害予防組合が廃止された場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部が属していた市町村であつて、組合廃止の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたもの又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したもの（以下この項から第八項までにおいて「契約締結廃止関係市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の廃止があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨を当該廃止された水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第八項までにおいて「廃止水害予防組合契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、廃止水害予防組合契約締結団体と契約締結廃止関係市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した基金又は指定法人（次項から第八項までにおいて「廃止関係市町村契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。

- 6 廃止水害予防組合契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該廃止水害予防組合契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた廃止された水害予防組合（次項及び第八項において「契約締結廃止水害予防組合」という。）の区域に属していた地域であつて契約締結廃止関係市町村の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「組合廃止関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、廃止関係市町村契約締結団体に移換しなければならない。
- 7 前項の規定により組合廃止関係移換金額の移換を受けた廃止関係市町村契約締結団体が、廃止水害予防組合契約締結団体が契約締結廃止水害予防組合に対して支払うこととされてきた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結廃止関係市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該廃止関係市町村契約締結団体が組合廃止関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結廃止関係市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結廃止関係市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結廃止関係市町村が支給すべきものについて、当該契約締結廃止関係市町村に対して、その請求に基づき、当該廃止水害予防組合契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。
- 8 第五項の通知を受けた廃止水害予防組合契約締結団体は、契約締結廃止関係市町村と廃止関係市町村契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合廃止の日前に締結されていたものであるときは又は当該組合廃止の日の属する年度に新たに締結されたものであるときは、契約締結廃止水害予防組合の組合廃止の日の属する年度の掛金の額、組合廃止の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該廃止関係市町村契約締結団体に支払わなければならない。
- 9 水害予防組合の区域に変更があり、従前水害予防組合の区域に属していなかつた市町村の区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた場合において、当該水害予防組合が組合区域変更の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していたときは又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該水害予防組合は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の区域に変更があつた旨又は新たな消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨をその区域の全部又は一部が当該水害予防組合の区域の一部となつた市町村との間に当該組合区域変更の日前に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた基金又は指定法人（以下この項から第十二項までにおいて「関係市町村契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、関係市町村契約締結団体と当該水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締結した基金又は指定法人（次項から第十二項までにおいて「従前水害予防組合契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。
- 10 関係市町村契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該関係市町村契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた市町村（次項及び第十二項において「契約締結関係市町村」という。）の区域であつて従前水害予防組合契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締結した水害予防組合（次項及び第十二項において「契約締結従前水害予防組合」という。）の区域の一部となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「区域変更関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、従前水害予防組合契約締結団体に移換しなければならない。
- 11 前項の規定により区域変更関係移換金額の移換を受けた従前水害予防組合契約締結団体は、関係市町村契約締結団体が契約締結関係市町村に対して支払うこととされてきた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結従前水害予防組合が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該従前水害予防組合が区域変更関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結従前水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結従前水害予防組合が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に要する経費であつて移換日の属する月の翌月（移換日の属する月が支給期月である場合にあつては、当該移換日の属する月）以後の期間について当該契約締結従前水害予防組合が支給すべきものについて、当該契約締結従前水害予防組合に対して、その請求に基づき、当該関係市町村契約締結団体に代わつて、支払を行わなければならない。
- 12 第九項の通知を受けた関係市町村契約締結団体は、契約締結従前水害予防組合と従前水害予防組合契約締結団体との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約が組合区域変更の日前に締結されていたものであるときは又は当該組合区域変更の日の属する年度に新たに締結されたものであるときは、契約締結関係市町村の組合区域変更の日の属する年度の掛金の額、組合区域変更の日以後の期間等を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額を、総務省令で定めるところにより、当該従前水害予防組合契約締結団体に支払わなければならない。
- 13 基金又は指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している水害予防組合の区域の一部が水害予防組合の区域に属しないこととなつた場合において、組合区域変更の日前に基金若しくは指定法人との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた従前水害予防組合関係市町村又は基金若しくは指定法人との間に新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した従前水害予防組合関係市町村（以下この項から第十六項までにおいて「契約締結従前水害予防組合関係市町村」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該水害予防組合の区域に変更があつた旨又は新たに消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結した旨を当該水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している基金又は指定法人（以下この項から第十六項までにおいて「水害予防組合契約締結団体」という。）に通知しなければならない。ただし、水害予防組合契約締結団体と契約締結従前水害予防組合関係市町村との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結していた又は新たに締結した基金又は指定法人（次項から第十六項までにおいて「従前水害予防組合関係市町村契約締結団体」という。）とが同一の者であるときは、この限りでない。
- 14 水害予防組合契約締結団体は、前項の通知を受けたときは、責任準備金のうち当該水害予防組合契約締結団体との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している水害予防組合（次項及び第十六項において「契約締結水害予防組合」という。）の区域に属しないこととなつた地域であつて契約締結従前水害予防組合関係市町村の区域となつた地域に係るものとして総務省令で定めるところにより算定した金額（次項において「区域変更関係移換金額」という。）を、当該通知を受けた日から起算して一月以内に、従前水害予防組合関係市町村契約締結団体に移換しなければならない。
- 15 前項の規定により区域変更関係移換金額の移換を受けた従前水害予防組合関係市町村契約締結団体は、水害予防組合契約締結団体が契約締結水害予防組合に対して支払うこととされてきた事故に係る消防団員等公務災害補償で契約締結従前水害予防組合関係市町村が行うものに要する経費のうち療養補償、休業補償及び介護補償に要する経費であつて当該従前水害予防組合関係市町村契約締結団体が区域変更関係移換金額の移換を受けた日（以下この項において「移換日」という。）の属する月の翌月以後に当該契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給すべき事由が生じたもの、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償に要する経費であつて移換日以後に当該契約締結従前水害予防組合関係市町村が支給すべき事由が生じたもの並びに傷病補償年金、障害補償年

- 2 改正後の消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令（以下「新令」という。）第三条（応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する部分に限る。）の規定は、昭和三十八年四月一日以後において発生した事故に係る損害補償について適用する。
- 3 新令第七条第一項及び第二項の規定は、昭和三十八年度以降の掛金について適用し、昭和三十七年度までの掛金については、なお従前の例による。
- 4 改正前の消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令（以下「旧令」という。）第五条の規定により旧令第七条第一項及び第二項の規定による昭和三十八年度の掛金をすでに支払った市町村又は水害予防組合は、当該掛金の額と新令第七条第一項及び第二項の規定による掛金の額との差額を、新令第五条の規定にかかわらず、昭和三十八年十月末日までに支払わなければならない。

附 則（昭和三十九年三月三〇日政令第四八号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第十七号）附則第三項の規定により、市町村が基金に対して掛金を支払ったときは、基金は、改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第四条第一項第二号の規定にかかわらず、昭和三十九年四月一日以後において退職した非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について支払をするものとする。

附 則（昭和三十九年三月三〇日政令第四九号）

（施行期日）

- 1 この政令は、昭和三十九年四月十日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の規定は、昭和三十九年四月十日以後において発生した事故による救急業務協力者に係る損害補償について適用する。

附 則（昭和四〇年三月二五日政令第四五号）

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附 則（昭和四一年四月四日政令第一〇八号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

（掛金の経過措置）

- 4 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項及び第二項の規定は、昭和四十一年度までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年九月七日政令第二八三号）抄

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和四十二年以降の掛金について適用し、昭和四十一年度までの掛金については、なお従前の例による。

- 4 改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の規定によりこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）までに基金に対して支払われた昭和四十二年分の掛金の額は、新令第七条第一項から第三項までの規定による掛金の額の内払とみなす。

（退職報償金に係る支払額の算定に関する経過措置）

- 5 新令別表の備考一の規定は、昭和四十二年四月一日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

2 新令別表の備考二の規定は、施行日以後において退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（掛金に関する暫定措置）

- 6 昭和三十九年度において基金との間に契約を締結した市町村にあつては昭和四十二年から昭和四十四年度までの各年度、昭和四十年において基金との間に契約を締結した市町村にあつては昭和四十二年から昭和四十四年度までの各年度の新令第七条第三項の掛金の額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する掛金の額に相当する額と市町村が基金との間に契約を締結した年度の初日の属する年の十月一日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条約定員の数を二百三十円に乗じて得た額との合計額とする。

附 則（昭和四三年五月二〇日政令第二二二号）

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第三項の規定は、昭和四十三年度以後の掛金について適用し、昭和四十二年以前に掛金については、なお従前の例による。

第三条 新令第七条第四項の規定は、昭和四十四年度以後の掛金について適用し、昭和四十三年度以前の掛金については、なお従前の例による。

第四条 新令第七条第三項の規定による昭和四十三年度分の掛金のうち改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「旧令」という。）第七条第三項の規定による同年度分の掛金の額をこえる部分に相当するものの支払は、新令第五条第一項の規定にかかわらず、昭和四十三年十一月末日までにしなければならぬ。

（別表の適用）

第五条 新令別表の規定は、昭和四十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次条において「新令の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

（退職報償金の経過措置）

第六条 昭和四十三年四月一日からこの政令の施行の日の前日までの間において、新令の適用を受ける非常勤消防団員について支給された旧令の規定に基づく退職報償金の額は、新令に基づく退職報償金の額の内払とみなす。

附 則（昭和四十四年四月一七日政令第九六号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（次項において「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和四十四年度分以後の掛金について適用し、昭和四十三年度分までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十五年四月一七日政令第六五号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項、第二項及び第三項の規定は、昭和四十五年度分以後の掛金について適用し、昭和四十四年度分までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十六年六月三日政令第一七四号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和四十六年度分以後の掛金について適用し、昭和四十五年度分までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十七年七月六日政令第二七七号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和四十七年度分以後の掛金について適用し、昭和四十六年度分までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十八年四月二四日政令第一〇五号） 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和四十八年度分以後の掛金について適用し、昭和四十七年度分までの掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十九年六月二一日政令第二一六号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第三条ただし書の規定は、同条ただし書に規定する療養に要する費用のうち、昭和四十九年四月一日以後の分につき基金が支払うべき額の算定について適用し、同年三月三十一日までの間に係る分につき基金が支払うべき額の算定については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和四十九年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年四月三〇日政令第一四〇号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第三項及び附則第五条の規定は、昭和五十年年度分以後の掛金について適用し、昭和四十九年度分までの掛金については、なお従前の例による。

3 昭和五十年年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十年年度の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十年政令第四百十号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七条第一項及び第三項並びに附則第五条の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金」とする。

4 新令別表の規定は、昭和五十年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十一年四月三〇日政令第七七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 この政令による改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第三項の規定は、昭和五十一年度分以後の掛金について適用し、昭和五十年年度分までの掛金については、なお従前の例による。

3 昭和五十一年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十一年度の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の第五条の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額」とし、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

4 新令別表の規定は、昭和五十一年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十一年五月一〇日政令第一〇〇号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年三月三一日政令第四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年四月三〇日政令第一二七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和五十二年分以後の掛金について適用し、昭和五十一年度分までの掛金については、なお従前の例による。

3 昭和五十二年分限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村又は水害予防組合の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十二年度の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第二百二十七号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項まで及び附則第五条の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額」とし、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

4 新令別表の規定は、昭和五十二年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十三年四月五日政令第一〇七号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項まで及び附則第五条の規定は、昭和五十三年分以後の掛金について適用し、昭和五十二年分までの掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和五十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和五十三年分限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村又は水害予防組合の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十三年度の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十三年政令第一百七号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項まで及び附則第五条の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額」とし、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（昭和五十四年四月四日政令第九四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和五十四年度分以後の掛金について適用し、昭和五十三年度分までの掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和五十四年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和五十四年度分限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村又は水害予防組合の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十四年度の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十四年政令第九十四号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額」とし、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（昭和五十五年四月五日政令第六八号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和五十五年分以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十四年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和五十五年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和五十五年分限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村又は水害予防組合の掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十五年の基金に対する掛金のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十五年政令第六十八号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度分の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額」とし、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（昭和五十六年四月三日政令第一〇二号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和五十六年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十五年までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 昭和五十六年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十六年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十六年政令第百二号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附則（昭和五十七年四月六日政令第九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和五十七年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十六年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和五十七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和五十七年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十七年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十七年政令第九十九号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附則（昭和五十八年三月二日政令第五号）

1 この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第三条の規定は、この政令の施行の日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用し、同日前に発生した事故に係る消防団員等公務災害補償については、なお従前の例による。

3 新令第七条第一項及び第二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十七年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

4 昭和五十八年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十八年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十八年政令第五十五号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附則（昭和五十九年四月一日政令第八号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和五十九年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十八年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 昭和五十九年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和五十九年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和五十九年政令第八十六号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附則（昭和六〇年四月六日政令第九号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項及び第二項の規定は、昭和六十年以後の年度に係る掛金について適用し、昭和五十九年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 昭和六十年年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和六十年年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第九十七号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附則（昭和六一年三月二日政令第七号）

1 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七条第一項から第三項までの規定は、昭和六十一年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和六十年までの年度の年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年度の基金に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償等共済基金に対する掛金の支払期限については、新令第五条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和六十一年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和六十一年政令第七十五号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

濟基金法施行令第七條第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（昭和六三年四月一五日政令第一二五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七條第三項の規定は、昭和六十三年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和六十二年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、昭和六十三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五條の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「昭和六十三年年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百二十五号）による改正前の第七條第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（平成元年五月二六日政令第二二五号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七條第三項の規定は、平成元年度以後の年度に係る掛金について適用し、昭和六十三年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、平成元年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 平成元年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五條の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成元年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成元年政令第二百二十五号）による改正前の第七條第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（平成三年四月一二日政令第二一九号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七條第三項の規定は、平成三年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成二年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、平成三年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 平成三年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五條の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成三年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成三年政令第二百二十九号）による改正前の第七條第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（平成四年四月一〇日政令第一三二号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令（以下「新令」という。）第七條第三項の規定は、平成四年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成三年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、平成四年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 平成四年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五條の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成四年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成四年政令第三百三十一号）による改正前の第七條第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する部分の金額（以下この条において「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金のうち旧掛金額」とする。

附 則（平成五年四月一日政令第一二四号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成五年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（平成六年六月二四日政令第一七七号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成六年四月一日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則（平成六年一月二八日政令第三七三号）抄

- 1 この政令は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)
 2 改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定は平成七年一月一日以後において発生した事故に係る損害補償について、改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の規定は同日以後において発生した事故に係る消防団員等公務災害補償について適用する。

附 則 (平成七年三月二七日政令第九〇号)

1 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令(以下「新令」という。)第七条第一項第三号の規定は、平成七年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成六年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 新令別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

4 平成七年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金に対する市町村の掛金について新令第五条の規定を適用する場合には、同条中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成七年度の基金に対する掛金の額のうち、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令(平成七年政令第九十号)による改正前の第七条第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する部分の金額(以下この条において「旧掛金額」という。))については同年度の四月末日、同年度の掛金の額から旧掛金額を控除した額に相当する部分の金額については同年度の十月末日」と、「各年度の掛金」とあるのは「同年度の掛金の額のうち旧掛金額」とする。

附 則 (平成七年六月一四日政令第二三八号)

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第三編第三章の改正規定の施行の日(平成七年六月十五日)から施行する。

附 則 (平成七年七月二日政令第三〇一号)

この政令は、平成七年八月一日から施行する。

附 則 (平成八年一月二四日政令第一〇号)

この政令は、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成八年一月二十五日)から施行する。

附 則 (平成八年三月二九日政令第七一号)

この政令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年五月二日政令第一三五号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成八年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則 (平成八年二月六日政令第三三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

(市町村の廃置分合又は境界変更があった場合における経過措置)

第二条 この政令による改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令(以下「新令」という。)第十一条から第十七条までの規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後において廃置分合又は境界変更があった市町村について適用し、施行日前に廃置分合又は境界変更があった市町村の消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約(以下「契約」という。)の締結、当該市町村の廃置分合の日又は境界変更の日の属する年度及び当該年度の次の年度の掛金の額及び支払期限並びに廃置分合の日又は境界変更の日の属する年度の当該市町村に対する基金の支払については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に市町村の廃置分合があった場合において、この政令による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令(以下「旧令」という。)第八条第一項に規定する新設市町村が施行日以後に前条の規定によりなお従前の例によることとされる同項の規定により契約を締結したときは、当該契約は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(以下「法」という。)第六条の規定の適用については、施行日に締結されたものとみなす。

(水害予防組合の設置、廃止又は区域の変更があった場合における経過措置)

第四条 新令第十八条から第二十三条までの規定は、施行日以後において設置、廃止又は区域の変更があった水害予防組合並びにその区域の全部又は一部が水害予防組合の区域に属することとなつた市町村及び水害予防組合の区域に属しないこととなつた地域が属する市町村(以下「水害予防組合関係市町村」という。)について適用し、施行日前に設置、廃止又は区域の変更があった水害予防組合及び水害予防組合関係市町村の基金との間の消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結、当該水害予防組合及び水害予防組合関係市町村の水害予防組合の設置、廃止又は区域の変更の日の属する年度及び当該年度の次の年度の掛金の額及び支払期限並びに水害予防組合又は水害予防組合関係市町村に対する基金の支払については、なお従前の例による。

第五条 施行日前に水害予防組合の設置があった場合において、旧令第十五条第一項に規定する新設水害予防組合が施行日以後に前条の規定によりなお従前の例によることとされる同項の規定により消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結したときは、当該消防団員等公務災害補償責任共済契約は、法第六条第一項の規定の適用については、施行日に締結されたものとみなす。

附 則 (平成九年四月一日政令第一四三号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、平成九年四月一日以後に退職した非常勤消防団員については、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年四月九日政令第一四四号)

この政令は、公布の日から施行する。

金については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「初年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、初年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、「新令第十四条第一項中「次の年度の掛金」とあるのは「次の年度が平成十六年度である場合における同年度の掛金」と、「第六条第一項」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については第六条第一項」と、「とする」とあるのは「新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日とする」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、次年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の十月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」とする。

附則（平成一七年三月一八日政令第四八号）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月一日政令第一九五号）

この政令は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年七月一日）から施行する。

附則（平成一八年三月二七日政令第六六号）

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

附則（平成一九年三月三〇日政令第八一号）

1 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第四条第三項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成十八年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。

3 平成十九年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第二条第三項に規定する指定法人に対する市町村の掛金について新令第六条第一項及び第二項並びに第十四条第一項の規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成十九年度の基金又は指定法人に対する掛金の額（以下「新掛金額」という。）のうち、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第八十一号）による改正前の第四条第一項及び第三項の規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「旧掛金額」という。）については同年度の四月末日、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは「新掛金額のうち、同年度の四月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「旧掛金額の」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「同年度の十月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、「同条第二項中「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とあるのは「新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、「新令第十四条第一項中「次の年度の掛金」とあるのは「次の年度が平成十九年度である場合における同年度の掛金」と、「第六条第一項」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については第六条第一項」と、「とする」とあるのは「新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の十月末日とする」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、次年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の十月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」とする。

附則（平成二一年八月一四日政令第二〇六号）

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年十月三十日）から施行する。

附則（平成二三年八月一〇日政令第二五四号）

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成二十三年年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第二条第三項に規定する指定法人に対する市町村又は水害予防組合の掛金について、改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条第一項及び第二項並びに第十二条の規定を適用する場合には、新令第六条第一項中「各年度について、当該年度の四月末日」とあるのは「平成二十三年年度については、基金又は指定法人に対する同年度の掛金の額（以下「特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第五条の規定の適用がないものとした場合における第四条第一項から第三項までの規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「特例適用前掛金額」という。）については同年度の四月末日、特例適用後掛金額から特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金（以下「追加掛金額」という。）については同年度の十月末日」と、「各年度の四月末日」とあるのは「同年度の四月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、「当該年度の十月末日」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成二十三年年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とあるのは「特例適用前掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して一月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）とあるのは「追加掛金額については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、「新令第十二条中「市町村の廃置分合」とあるのは「平成二十三年度において市町村の廃置分合」と、「当該廃置分合の日の属する年度」とあるのは「同年度の」と、「第四条第一項及び第三項」とあるのは「附則第五条の規定により読み替えて適用する第四条第一項の規定及び同条第三項」と、「当該廃置分合の日の属する年度分」とあるのは「平成二十三年度分」と、「控除した額」とあるのは「控除した額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第五条の規定の適用がないものとして算定した場合における金額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額」という。）について」と、「当該承継市町村が契約を締結している

基金又は指定法人」とあるのは「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額から未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額については当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人が定める期日までに、当該基金又は指定法人」とする。

附 則 (平成二十六年三月七日政令第五十六号)

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員については適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

別表 消防団員退職報償金支払額表(第三条関係)

階級	勤務年数	五年以上十年未満	十年以上十五年未満	十五年以上二十年未満	二十年以上二十五年未満	二十五年以上三十年未満	三十年以上
団長	二二九千円	三四四千円	四五九千円	五九四千円	七〇九	七七九千円	九七九千円
副団長	二一九	三二九	四二九	五三四	七〇九	八四九	九〇九
分団長	二二四	三〇三	四一三	五一三	六五九	八〇九	八四九
副分団長	二〇四	二八三	三八八	四七八	六二四	七三四	八〇九
部長及び班長	二〇〇	二六四	三五八	四三八	五六四	六八四	七三四
団員			三三四	四〇九	五一九	六八九	

備考一 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が一年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。

二 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が一年に満たない場合における当該期間については、この限りでない。

三 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。